

第2号様式(第10条関係)

令和 3年 4月 30日

沖縄県議会議員 殿

沖縄県議会議員

赤嶺 昇



令和2年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項に基づき、別紙のとおり令和2年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和2年度 政務活動費収支報告書

議員名 赤嶺 昇

1 収 入 政務活動費 1,350,000 円

2 支 出

(単位:円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費		
研 修 費		
広聴広報費	532,400	封筒作成
要請陳情等 活 動 費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費	43,050	新聞購読料
事 務 所 費	589,350	事務所家賃・水道料金・電気料金
事 務 費	187,342	電話料金・パソコン・カメラ
人 件 費		
合 計	1,352,142	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 0 円

2020年12月1日

領収証

No 009322

印刷、まごころがテーマです。

株 尚 生 堂

代表取締役 與那原 隆夫

本 社 / 〒901-2114 沖縄県浦添市美里1-6-1
 TEL (098) 876-2232 FAX (098) 876-2233
 那覇支店 / 〒900-0014 沖縄県那覇市松尾1丁目7番12号 3F
 TEL (098) 869-0568 FAX (098) 869-0578
 南手納支店 / 〒904-0203 沖縄県南手納町字南手納440
 TEL (098) 957-1671 FAX (098) 957-1671
 うるせ支店 / 〒904-2204 沖縄県うるま市西原578-2F
 TEL (098) 989-7338 FAX (098) 989-7383

赤嶺昇

股

下記の金額正に領収致しました

計金額 ¥532,400-

品 目	数 量	単 価	金 額
長3封筒	40,000枚	6	240,000
長3返信用封筒	40,000枚	6	240,000
デザイン制作	1式		40,000

現金	
内 小切手	
手形	
相殺	
振込	



消費税	48,400
合 計	753,240

封筒作成 ¥532,400
 充当割合 100/100

費報広聴広

MAIL noborunoboru777@yahoo.co.jp

検索

赤嶺ノボル

HP



浦添局
料金別納
郵便



沖縄県議会議員

赤嶺ノボル

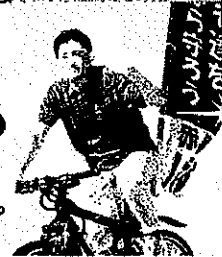


次世代のために
全力投球

議員事務所 〒901-2114 浦添市安波茶3丁目5番2号
TEL(FAX) 098-875-3374

子ども達を犯罪から守ろう

皆様の積極的なご提言をお待ちしております。
又、行政相談等お困りのときは、お気軽にご連絡下さい。
こちらからお伺いさせていただきます。



広聴広報費

MAIL noborunoboru777@yahoo.co.jp

検索

赤嶺ノボル

HP

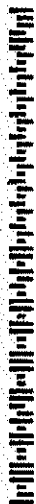


9012190

料金受取人払



差出有効期間
令和4年1月
20日まで
【切手不要】



赤嶺ノボル行

浦添市安波茶三の五の二



お名前	
ご住所	〒
お電話	
メール	

次世代のために全力投球



沖縄県議会議員

赤嶺ノボル

議員事務所 〒901-2114 浦添市安波茶3丁目5番2号
TEL(FAX) 098-875-3374



子ども達を犯罪から守ろう

皆様の積極的なご提言をお待ちしております。
又、行政相談等お困りのときは、お気軽にご連絡下さい。
こちらからお伺いさせていただきます。



02-08-05 WTU 3,075 シンホウ07かツツン

02-09-07 WTU 3,075 シンホウ08かツツン

02-10-05 WTU 3,075 シンホウ09かツツン

記号説明

D.....現金入金	U.....後日記帳		
DT.....振替入金	C1.....入金日の翌営業日12時	証券類による入金 摘要欄に払戻しのできる予定日を次の とおり表示します	
W.....現金支払	C2.....入金日の翌々営業日12時		
WT.....振替支払	C3.....入金日の翌3営業日9時		
R.....訂正	C4.....入金日の翌3営業日12時	C100に「※」がある場合は12時以降	

新聞代金 (琉球新報)

充当総額 ¥21,525

充当割合 10/10 (政務活動に関する情報収集のため)

※口座振替

02-11-05 WTU 3,075 シンポウ10カマツファン

02-12-07 WTU 3,075 シンポウ11カマツファン

03-01-05 WTU 3,075 シンポウ12カマツファン

記号説明

D	現金入金	U	後日記帳		
DT	振替入金	C1	入金日の翌営業日12時	証券類による入金 摘要欄に払戻しのできる予定日を次の とおり表示します	
W	現金支払	C2	入金日の翌々営業日12時		
WT	振替支払	C3	入金日の翌3営業日9時		
R	訂正	C4	入金日の翌3営業日12時	C100と「※」がある場合は12時以降	

新聞代金 (琉球新報)

充当総額 ¥21,525

充当割合 10/10 (政務活動に関する情報収集のため)

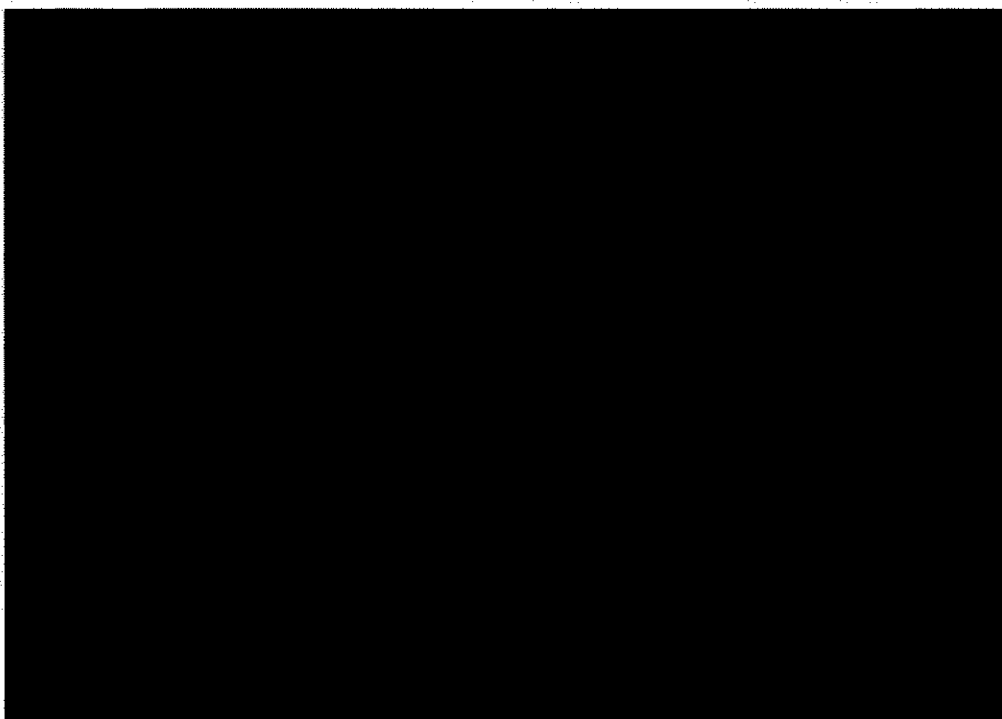
※口座振替

03-04-05 WTU 3,075 シンホウ03カツファン

記号説明

D.....現金入金	U.....後日記帳		
DT.....振替入金	C1.....入金日の翌営業日12時	証券類による入金 摘要欄に拡張しのできる予定日を次の とおり表示します	
W.....現金支払	C2.....入金日の翌々営業日12時		
WT.....振替支払	C3.....入金日の翌3営業日9時		
R.....訂正	C4.....入金日の翌3営業日12時	C100と「*」がある場合は12時以降	

新聞代金 (琉球新報)
 充当総額 ¥21,525
 充当割合 10/10 (政務活動に関する情報収集のため)
 ※口座振替



02-08-07 WTU	3,075	9162079777777777
02-09-07 WTU	3,075	9162089777777777
02-10-07 WTU	3,075	9162099777777777
02-11-09 WTU	3,075	9162109777777777

新聞代金 () (沖縄タイムス)
充当総額 ￥21,525
充当割合 10/10 (政務活動に関する情報収集のため)
※口座振替

02-12-07 WTU 3,075 946211ツキマミナト

03-01-07 WTU 3,075 946212ツキマミナト

03-04-07 WTU 3,075 946203ツキマミナト

記号説明

D.....現金入金 U.....後日記帳
DT.....振替入金 C1.....入金日の翌営業日12時 } 証券類による入金
W.....現金支払 C2.....入金日の翌々営業日12時 } 振替額に払戻しのできる予定口を次の
WT.....振替支払 C3.....入金日の翌3営業日9時 } とおり表示します
R.....訂正 C4.....入金日の翌3営業日12時 } C100と「※」がある場合は12時以降

新聞代金 (沖縄タイムス)

充当総額 ¥21,525

充当割合 10/10 (政務活動に関する情報収集のため)

※口座振替

02-07-07 WTU 80,066 扶老連合会"ンク"ヤチ 7月分

02-08-07 WTU(80,066) 81,166 扶老連合会"ンク"ヤチ 8月分

02-09-07 WTU 80,066 扶老連合会"ンク"ヤチ 9月分

記号説明

D.....現金入金	U.....後日記帳		
DT.....振替入金	C1.....入金日の翌営業日12時	証券類による入金 摘要欄に払戻しのできる予定日を次の とおり表示します	
W.....現金支払	C2.....入金日の翌々営業日12時		
WT.....振替支払	C3.....入金日の翌3営業日9時		
R.....訂正	C4.....入金日の翌3営業日12時	C100と「※」がある場合は12時以降	

事務所費 充当合計 ¥560,462

事務所賃借料

充当総額 ¥560,462 80,066×7ヵ月分

充当割合 10/10 (政務活動のための専用兼事務所賃借料)

※口座振替

02-10-07 WTU (80,066) 83,036 3309011090"27"47 10月分

02-11-09 WTU 80,066 3309011090"27"47 11月分

02-12-07 WTU (80,066) 81,166 3309011090"27"47 12月分

03-03-08 WTU 80,066 3309011090"27"47 3月分

記号説明

D.....現金入金 U.....後日記帳
DT.....振替入金 C1.....入金日の翌営業日12時 } 証券類による入金
W.....現金支払 C2.....入金日の翌々営業日12時 } 振替欄に払戻しのできる予定日を次の
WT.....振替支払 C3.....入金日の翌3営業日9時 } とおり表示します
R.....訂正 C4.....入金日の翌3営業日12時 } C100と「※」がある場合は12時以降

事務所費 充当合計 ¥560,462

事務所賃借料

充当総額 ¥560,462 80,066×7ヵ月分

充当割合 10/10 (政務活動のための専用兼事務所賃借料)

※口座振替

02-08-18 WTU

5,432 特別貯蓄会 894

02-09-17 WTU

3,309 特別貯蓄会 994

記号説明

D	現金入金	U	後日記帳		
DT	振替入金	C1	入金日の翌営業日12時	証券類による入金 摘要欄に払戻しのできる予定日を次の とおり表示します	
W	現金支払	C2	入金日の翌々営業日12時		
WT	振替支払	C3	入金日の翌3営業日9時		
R	訂正	C4	入金日の翌3営業日12時		C1〇と「※」がある場合は12時以降

事務所費 光熱費 ¥24,818

光熱費 電気料金従量電灯

充当総額 ¥24,818

充当割合 10/10 (政務活動のための専用兼事務所光熱費)

※口座振替

02-10-16 WTU 8,585 森林庁庁舎管理費 /

02-11-16 WTU 2,817 森林庁庁舎管理費 /

02-12-16 WTU 3,966 森林庁庁舎管理費 /

03-01-19 WTU 3,587 森林庁庁舎管理費 /

記号説明

D.....現金入金 U.....後日記帳
DT.....振替入金 C1.....入金日の翌営業日12時 } 証券類による入金
W.....現金支払 C2.....入金日の翌々営業日12時 } 摘要欄に払戻しのできる予定日を次の
WT.....振替支払 C3.....入金日の翌3営業日9時 } とおり表示します
R.....訂正 C4.....入金日の翌3営業日12時 } C100と「※」がある場合は12時以降

事務所費 光熱費 ¥24,818

光熱費 電気料金従量電灯

充当総額 ¥24,818

充当割合 10/10 (政務活動のための専用兼事務所光熱費)

※口座振替

03-04-16 WTU

2,112,474円(税込) 474円 ✓

記号説明

D.....預金入金	U.....後日記帳		
DT.....振替入金	C1.....入金日の翌営業日12時	証券類による入金 振替簿に払戻しのできる予定日を次の とおり表示します	
W.....現金支払	C2.....入金日の翌々営業日12時		
WT.....振替支払	C3.....入金日の翌3営業日9時		
R.....訂正	C4.....入金日の翌3営業日12時	C100と「※」がある場合は12時以降	

事務所費 光熱費 ¥24,818

光熱費 電気料金従量電灯

充当総額 ¥24,818

充当割合 10/10 (政務活動のための専用兼事務所光熱費)

※口座振替

事務所概要申告表

議員名

赤嶺 昇

1. 物件の所在

住 所	浦添市安波茶3-5-2
電話番号	(098)875-3374

2. 所有区分

自宅兼事務所

自己所有物件

* 自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合はここまでで完了(署名・押印も不要)

専用兼事務所

賃貸事務所

・賃貸借契約先 []

・所有者 親族(続柄:) 関係会社 第三者

・議員との生計 議員と生計同一 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

赤嶺 昇



賃貸人 氏名



印

住所



事務所概要申告表

議員名 赤嶺 昇

1. 事務所の状況

住 所	浦添市安波茶3-5-2
-----	-------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	10/10
------	-------

充当割合の説明:

当確事務所は政務活動専用兼事務所として使用しているため。

※やむを得ずその他活動で使用した場合は、当核月は充当しない。

(関係経費)

家賃(月額)	80,000円
その他	口座振替手数料 65円
	円

(充当額)

家賃(月額)	80,000円
その他	口座振替手数料 65円
	円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

赤嶺 昇



契 約 書

H16年 6月 11日

貸主



借主

赤嶺昇

〒903-0801
沖縄県那覇市首里末吉町4丁目1番地3
有限会社 共信ハウジング
TEL 098-884-3434

店舗・事務所賃貸借契約書

貸主 (以下「甲」という)と借主 **赤塚 勇** (以下「乙」という) 店舗・事務所賃貸借契約書 (以下「本契約」という) に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

事務所費

(1) 賃貸借物件の表示		名称	東武東上線 赤塚駅ビル 2階 201 号室	
		所在地	浦和区東上 3-5-2	
		構造	鉄筋コンクリート造 陸屋根 4階建	
		面積	59.50 m ²	
		付帯設備		
		使用目的	事務所	
(2) 賃貸借条件		賃料	月額 7000 円	敷金 (賃料の1ヵ月分) 7000 円
		管理費・共益費	月額 1 円	
		駐車場料	月額 200 円	借家人賠償責任保険 1ヵ年
		保証金	円	円
		契約期間	平成16年6月11日から平成18年6月10日迄の1年間	
		借主の解約権 解約の有効は、借主が申入れをした日から30日をもって発生する		
(3) 支払方法		1, 口座振替	2, 振込み	3, 持参払い
		持参先		
		振込先	金融機関名 普通 当座 NO, 名義人	
		賃料は 当月分を毎月7日に前払いするものとする。		
		鍵番号	NO. 本	
緊急連絡先		氏名又は勤務先		
		住所又は所在地		
		電話番号		
		借主との関係		

(賃貸借の目的物)
第1条 賃貸借の目的物(以下「本物件」という。)は頭書(1)に記載するとお
りとする

(契約期間)
第2条 1. 契約期間は、頭書(2)に記載するとおりとする。
2. 甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。

(使用目的)
第3条 乙は、頭書(2)に記載するとおり店舗・事務所を目的として本物件
を使用しなければならない。

(賃料)
第4条 1. 乙は、頭書(2)の記載に従い、賃料を支払わなければならない。
2. 1ヵ月に満たない期間の賃料は1ヵ月を30日として日割計算した額と
する。但し、契約の解約及び解除、消滅の場合には日割計算はしない
ものとする。
3. 乙は、頭書(2)に記載に基づき解約の申入れをした場合でも、解約
の効力が発生する日までの賃料を支払わなければならない。
4. 甲及び乙は、次の各号のいずれに該当する場合には、契約期間中であ
っても協議の上、賃料を改定することができる。
一、土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不当に
なった場合
二、土地又は建物の価格の上昇又は低下その他経済事情の変動により賃料
が不当になった場合
三、近隣の建物の賃料に比較して賃料が不当になった場合

(管理費・共益費等)
第5条 1. 乙は、頭書(2)に記載する管理費・共益費及び雑費(以下「管理費等」
という。)を甲に支払い、固定資産税、地代及び修繕積立金は甲の負担
とする。
2. 前項の管理費等は、頭書(2)に従い支払わなければならない。
3. 管理費等は、1ヵ月に満たない期間の場合であっても1ヵ月分を支払
うものとする。
4. 甲及び乙は、管理費等が前条第4項に準じる事由により不当となっ
たときは、協議の上管理費等を改定することができる。
5. 電気・ガス・水道及び電話その他専用設備にかかる使用料金は乙の負
担とする。但し、個別メーターを設置しない場合には、甲の請求に基
づき支払うものとする。
6. 衛生・防火・防犯その他乙として負担すべき費用等は、乙の負担とする。

7. トイレ・浴室・台所、上下水道等の故障について乙の使用方法に原因
あるときは、乙の負担とする。

8. 乙は、本契約と同時に借家人賠償責任保険に加入するものとする。
(敷金)

第6条 1. 乙は、本契約が生じる債務の担保として、頭書(2)に記載する敷金
を甲に無利息にて預け入れるものとする。

2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、管理費等その
他の債務と相殺することができる。

3. 乙は、敷金返還請求を第三者に譲渡し、又は担保の目的に供しては
ならない。

4. 賃料が増額された場合、乙は敷金を補填しなければならない。補填す
る敷金は、新賃料額を基準に頭書(2)に記載する月数分相当額とする。

5. 甲は本物件の明け渡しがあったときは、遅滞なく敷金の〇%を償却
分として差し引き乙に返還しなければならない。但し、契約日より1
年以内の解約の場合は違約金として〇%を差し引き乙に返還しなけ
ればならない。

6. 甲は本物件の明け渡し時に、賃料の滞納、現状回復に要する費用の未
払いその他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、
当該債務の額を敷金から差し引くことができる。この場合には、甲は
敷金から差し引く債務の額の内訳を乙に明示しなければならない。

(禁止又は制限される行為)

第7条 1. 乙は、頭書(2)に記載の使用目的を変更してはならない。

2. 乙は、甲の書面による承諾なく、本物件の全部又は、一部につき賃借
権の譲渡、転貸若しくは使用貸借をなし、あるいは、本物件を第三者
に使用させ、若しくは乙以外の名義を表示してはならない。

3. 乙は、甲の書面による承諾なく、本物件に基づく一切の権利を第三者
に譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

4. 代表役員の変更、株式譲渡等による経営主体の実質的変更は賃借権の
譲渡とみなす。

5. 乙は、甲の書面による承諾を得ず、本物件の増築、改装、移転、
改造若しくは模様替え又は、本物件の敷地内における工作物の設置を
行ってはならない。

6. 乙は、甲の書面による承諾なく鍵(シリンダー錠を含む)の追加設置・
交換・複製をしてはならない。

7. 乙は、本物件において次に例示するような危険な行為、騒音、悪臭の
発生その他近隣の迷惑及び共同生活を乱す行為や衛生上有害となる行
為並びに本物件に損害を及ぼす行為をしてはならない。但し、三四、
五六、六については甲の書面による承諾がある場合にはこの限りでない。

一、銃砲刀剣類又は爆発性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
 二、排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと
 三、猛獣、爬虫類、犬、猫等の動物を飼育すること
 四、階段、廊下等の共用部分を占有し、又は物品を置くこと
 五、階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること
 六、立ち入り禁止区域に立ち入ること

(借主の管理義務)

第8条 1、乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
 2、乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
 3、乙は、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合、その事項を遵守しなければならない。

4、契約締結と同時に甲は、乙が入居に必要な頭書(3)に記載する鍵を貸与する。これらの鍵は善良なる管理責任をもって保管且つ使用し、万一紛失又は破損した場合は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付をうけるものとする。但し、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。乙は、本物件の明け渡しの際、貸与をうけた頭書(3)に記載する鍵(複製した鍵があれば複製鍵全部)を甲に返還しなければならない。

(通知義務)

第9条 1、乙の住所・氏名・勤務先に変更がある場合は、直ちに甲宛文書にて通知しなければならない。
 2、乙の連帯保証人に住所・名称・氏名・勤務先・電話番号に変更がある場合は、直ちに甲宛文書にて通知し、承諾を得なければならない。
 3、乙は、本物件に電話を設置する場合は、電話番号が決まり次第、速やかに甲に通知しなければならない。
 4、本物件が自然力その他原因により変異を生じた場合及び修繕を要する箇所が生じた場合には、乙は、速やかにこの旨を甲に連絡しなければならない。
 5、乙は、緊急時の連絡先に変更がある場合は、直ちに甲宛文書にてその宛名と電話番号を通知しなければならない。
 6、乙が、法人の場合において、乙の名称・所在地・役員等登記簿内記載事項に変更があった場合、直ちに登記簿原本を添えて甲に通知しなければならない。

(緊急時の管理行為)

第10条 甲又は甲の指定する者は、火災による延焼を防止する必要がある場合あるいは、その他緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立ち入ったときは、立ち入り後その旨を乙

(修繕) に通知しなければならない。

第11条 1、甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
 2、前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
 3、本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に3日以内に届け出て確認を得るものとし、その届け出が遅れたために甲に損害が生じた場合には、乙は、これを賠償する。

(契約の解除・消滅)

第12条 1、乙において次のいずれかの事由が生じた場合、甲は、何ら通知、催告を要せず即時本契約を解除することができる。
 一、頭書(2)に定める賃料・管理費等を支払わない場合
 二、乙が本契約の各条項に違反した場合
 三、入居申込書の内容に虚偽の事実が認められた場合
 2、乙において、本物件を使用するにあたり、次のいずれかの事由が生じた場合、甲は、何ら通知、催告を要せず即時本契約を解除することができる。

- 一、乙又はその同居人の行為が、本物件内の共同生活の秩序を著しく乱すものと思われた場合
- 二、乙又はその同居人に覚醒剤、売春など警察の介入を生じさせる行為があった場合
- 三、乙又はその同居人が、暴力団若しくは極左、極右暴力集団の構成員、又はこれらの支配下にあるものと判明した場合
- 四、乙又はその同居人が暴力団もしくは極左、極右暴力集団の構成員、又はこれらの支配下にあるものを本物件に反復・継続して出入りさせたり、近隣居住者の平穏を害するおそれのある行為があった場合
- 五、乙又はその同居人が、本物件を暴力団若しくは極左、極右暴力集団の事務所かアジトとして使用した場合、あるいは、第三者に同様の目的として使用することを許容した場合
- 3、天災・地震・火災等により本物件を通常の用に供することができなくなった場合又は、将来都市計画・公共事業等により本物件が取用又は使用を制限され、本契約が継続することができなくなった場合、本契約は当然消滅する。

(乙からの解約)

第13条 1、乙は、甲に対して解約の申入れをした場合には、頭書(2)とおり本

契約を解約することができる。
2. 前項の規定にかかわらず、乙は、1ヵ月分の賃料相当額を甲に支払うことにより、即時に本契約を解約することができる。

(明渡し)

第14条 1. 乙は、本契約が終了する日までに(第12条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに)本契約を明渡しなければならぬ。この場合において、乙は、乙又はその同居人、関係者の故意又は過失の行為により、本物件又は本物件の属する建物に破損、汚損、故障その他の損害(通常使用に伴い生じた損耗を除く)を生じさせたときは、甲の承諾のもとに、乙の費用負担で、本物件又は本物件の属する建物を原状回復しなければならぬ。但し、乙が任意に原状回復をしない場合には、甲は乙の費用負担のもとに原状回復することができる。その場合には、原状回復の内訳を乙に明示するものとする。

2. 乙は本物件の明渡しをするときには乙は本物件の明渡し日をその10日前迄に通知し立会日を協議しなければならぬ。但し、乙の債務不履行による解除により、直ちに明渡し場合を除く

3. 甲及び乙は、第1項の規定に基づき乙が行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。

4. 明渡しについては、乙は必ず残存物をすべて処理し、室内の清掃を済ませ、公共料金の清算を済ませた上で鍵を引き渡すものとする。乙の都合で遵守できないときは、乙の費用負担のもとで甲が残存物の処理等を行うことができる。

(立入り)

第15条 1. 甲及び甲の指定する者は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入り点検し、適宜な処置を講ずることができる。

2. 乙は正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づき甲及び甲の指定する者の立ち入りを拒否することはできない。

3. 本契約終了後において、本物件を貸借しようとする者又は、本物件を譲り受けようとする者が下見をするときは、甲及び下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

(損害賠償等)

第16条 1. 乙は本契約より生じる債務の支払いが遅滞した場合には、1日につき金——円の遅延損害金を支払わなければならない。

2. 乙が明渡しを遅延したときは、甲に対して賃貸借契約が解除された日又は、消滅した日の翌日から明渡し完了の日迄の間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

3. 乙又はその同居人・関係者の故意又は過失により本物件又は本物件の

属する建物に破損、汚損、故障、その他の損害を生じさせたときは、乙は遅滞なくその旨を甲及び関係者に連絡し、一切の損害を賠償しなければならぬ。

4. 甲は、その責よらない火災、盗難等乙の損害若しくは本物件の使用を不能にする非常事象の発生による乙の損害については、責任を負わない。

(立退料等の請求禁止)

第17条 1. 本契約が解除又は合意によって終了した場合には、乙は甲に対して移転料・立退料・敷借及び備品等の買取り費等の名目の如何を問わず、一切の請求をする事はできない。

(連帯保証人)

第18条 1. 丙は、乙と連帯して、合意更新、法定更新にかかわらず本契約が存続する限り、本契約から生じる乙の一切の債務を負担するものとする。

2. 丙は、丙の引受を証する実印を確認するために、印鑑証明書を送付しなければならぬ。

3. 第1項の連帯保証人が欠けるに至ったとき、又は連帯保証人として連帯でないと思つたときは、乙は甲の請求に従い直ちに甲が承諾する者に連帯保証人を変更しなければならない。

(総 則)

第19条 甲及び乙は、本契約並びにこの約款に定めがない事項あるいは条項の解釈に疑義が生じた場合は、民法その他の法の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(訴訟管轄)

第20条 本契約に関する訴訟の管轄裁判所を本物件所在地の管轄裁判所とさ定める。

(特約事項)

貸主(甲)と借主(乙)は、本契約締結の証として本書式通を作成し、各自
その1通を保有するものとします。

平成16年6月11日

貸主 (甲) 住所 氏名
宅地建物取引業者 免許証番号 () 第 号

所在地
商号・代表者氏名
宅地建物取引主任者 登録番号 () 第 号
氏名

借主 (乙) 住所 氏名
連帯保証人 (丙) 住所 氏名

連帯保証人 (丙) 住所 氏名

媒介業者
宅地建物取引業者 免許証番号 ()
所在地 沖縄県那覇市首里末吉町
商号・代表者氏名 有限会社 共信八
代表取締役 仲原 氏名
宅地建物取引主任者 登録番号 ()
氏名

管理受託者
所在地 沖縄県那覇市首里末吉町
商号・代表者氏名 有限会社 共信八
代表取締役 仲原

領 収 証

No. 甲 158989

赤嶺 昇 殿

¥206,461*

内訳	税抜き金額	187,692
	消費税等額	18,769

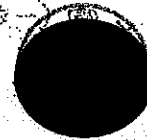
但し パソコン代

【領収方法】 クレジット

上記金額正に領収致しました 2020年 7月 23日

東京都港区東新橋1丁目3番1号（汐留シティセンター）

富士通株式会社



印	紙	税	控	帳
付	に	つ	き	特
別	紙	憑	紙	認
認	許	認	許	認

社印無きもの及び金額を訂正したものは無効です。

パソコン購入費 ¥206,461

充当額 ¥100,000

領収書

赤嶺昇様

愛グループ



株式会社アイグループ
〒901-2223
沖縄県宜野湾市大山4-3-5

ご注文日: 2020/07/31 21:46:00
ご注文者: 赤嶺昇様
ご注文No: 10032163
お支払方法: クレジットカード

info@ai-gr.jp

合計金額 **73032 円** (税込)

但し、商品代として、下記の通り領収いたしました。

No.	項目	数量	単価	金額	備考
1	Nikon D5600 ダブルズームキット(4960759148117)	1 点	73032 円	73032 円	
	送料			0 円	
	代引手数料			0 円	
	決済手数料			0 円	
	ポイント利用			0 pt	
	クーポン利用			0 円	
	合計			73032 円	

この度は当店をご利用頂きまして誠に有難う御座います
 当店スタッフ一同、お客様へのサービス向上へより一層邁進して行きますので、
 これからも「愛グループ」をよろしくお願いいたします。
 それでは、スタッフ一同。
 またのお越しを心よりお待ちしております。

株式会社 **アイグループ**

TEL: 098-870-2320 E-Mail: info@ai-gr.jp URL: http://www.ai-gr.jp/
 カメラ購入費 ¥73,032

充当額 ¥73,032

カメラ購入費 ¥73,032

充当額 ¥73,032

事 務 費

02-09-10 月 (7-8月) 4,789 54000998753374

電話料金 ¥14,310

充当総額 ¥14,310

充当割合 10/10 (事務所電話料額)

※口座振替

事務費

02-11-10 WTU (9・10月) 4,765 〒0988753374

03-01-12 WTU (11・12月) 4,756 〒0988753374

記号説明

D.....現金入金 U.....後日記帳
DT.....振替入金 C1.....入金日の翌営業日12時 } 証券類による入金
W.....現金支払 C2.....入金日の翌々営業日12時 } 摘要欄に払戻しのできる予定日を次の
WT.....振替支払 C3.....入金日の翌3営業日9時 } とおり表示します
R.....訂正 C4.....入金日の翌3営業日12時 } C100に「※」がある場合は12時以降

電話料金 ¥14,310

充当総額 ¥14,310

充当割合 10/10 (事務所電話料額)

※口座振替